

INFORMATION

一般名処方加算について

■令和6年10月より当院では、現在の医薬品の供給状況を踏まえ、患者様に必要な医薬品を確保する為一般名処方(お薬メーカー・銘柄を指定せず記載すること)を行いますのでご理解・ご協力の程宜しくお願いします。

・一般名処方加算1 10点

(後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合)

・一般名処方加算2 8点

(後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方されている場合)

上記の点数が処方箋料に加算されます。

長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の処方に係る「選定療養費」のお知らせ

■令和6年10月より、医療上の必要性がないにもかかわらず、患者様が「後発品ではなく先発品(長期収載品)を使いたい」と希望した場合には、両者の差額の4分の1を患者様自身が負担する仕組み(選定療養)が導入されます。

